

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第86号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年5月22日 13時30分ごろ
発生場所	福岡県北九州市部埼南南東方の棧橋付近 部埼灯台から真方位163°280m付近 (概位 北緯33°57.4′ 東経131°01.4′)
事故等調査の経過	平成25年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼石材砂利運搬船 紀将丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134927、池田海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	不明
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、部埼南南東方の棧橋に軽荷状態で左舷側を着棧させようとした際、潮流及び風に圧流され、平成25年5月22日13時30分ごろ同棧橋付近の岩に乗り揚げた。 船長は、着棧後、機関を停止し、船底部を船内から調査したが、浸水等の異常がなかったことから、砕石を積み込み、航海を続けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮流 東流（関門海峡）
その他の事項	海図（W1262）によれば、本事故発生場所付近の水深は3m、底質は岩である。 本船の喫水について、船長からの回答は、得られなかった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、部埼南南東方の棧橋において、低潮時に着棧作業中、潮流及び風に圧流されたことから、同棧橋付近の岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、部埼南南東方の棧橋において、低潮時に着棧作業中、潮流及び風に圧流されたため、同棧橋付近の岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・水深に余裕のない棧橋に着棧するときは、潮汐の干満に注意すること。 |
|--|---|